

鳥獣による農産物被害の現状と対策について

農林水産省 農村振興局 農村政策部
農村環境課 鳥獣対策室 企画官

なかむら ひでき
中村 秀樹

1 はじめに

近年、シカやイノシシなどの野生鳥獣による農林漁業被害が全国各地で深刻化し、その被害範囲は、中山間地域に限らず、平野部や市街地にまで及んでおり、今や全国的に深刻化している。こうした状況を踏まえ、農産物の被害状況を的確に把握できる市町村及び地域の農林漁業者等が中心となって行う被害防止の取組を支援するため、平成19年12月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定された。併せて、被害現場に最も近い行政組織である市町村を中心とする取組に対して支援する仕組みを確立し、更に平成25年12月には、10年後にシカ、イノシシの頭数を半減することを目的とし

た「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」が策定されるなど、被害防止対策と捕獲強化に向けた取組を進めており、本稿では、鳥獣被害の現状や対策をご紹介します。

2 野生鳥獣による被害状況

全国における農作物の被害額（図1）は、平成28年度が172億円と4年連続で減少しており、平成11年度の調査開始以来、最低の水準となったところであり、このうち、シカ、イノシシ、サルの3獣種による被害は全体の約7割（117億円）を占めている。この農作物の被害額には、実際に耕作して食害等の被害を受けた場合の経済的被害額が計上されているが、これ以外にも鳥獣被害による農業者の営農意欲の減退や、これ

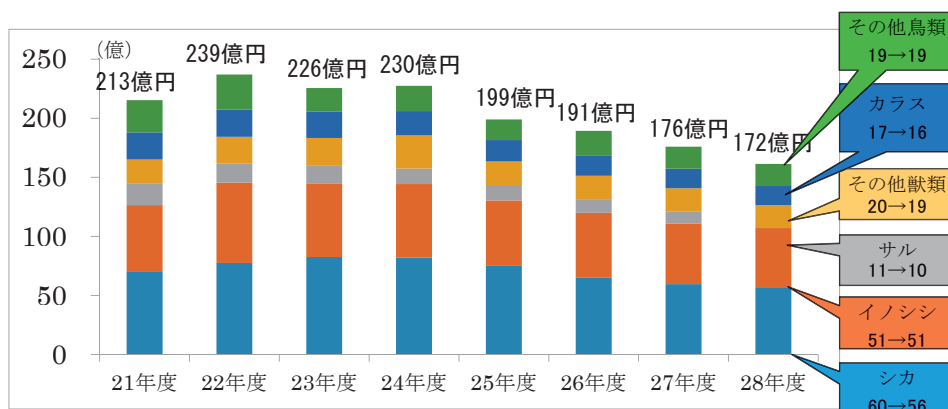


図1 農作物被害額の推移

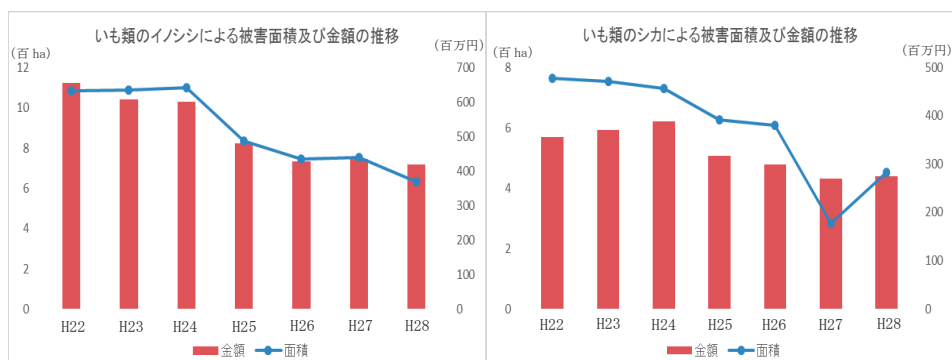


図2 いも類の被害面積及び金額の推移（イノシシ、シカ）

に伴う新たな耕作放棄地など、直接的に被害額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしていると言える。

鳥獣被害の深刻化の背景として、鳥獣の生息数が増加するとともに、その生息域も拡大していることが一因と考えられる。環境省の全国調査では、複数の要因が複合的に関係しており、特に①降雪量の減少などの気候変動、②過疎化・高齢化などに伴い、昔のように人間の里山などでの活動が減少したことによる鳥獣の生息適地の拡大、③捕獲を担う狩猟人口の減少・高齢化による捕獲圧の低下などが主な要因として挙げられている。また、地域別に被害額の推移を見ると、被害が大きく増加又は減少している地域もあり、かなり地域で状況が異なっており、これには地理的条件など様々な要因が考えられるものの、被害対策の充実度に地域差が生じていることも一因と考えられる。

このような中、平成28年度の野生鳥獣によるいも類の被害状況は、被害金額全体で約8億円、そのうちイノシシ被害が約4億円、シカ被害が約3億円であり、平成24年度に比べそれぞれ約3割減となっている（図2）。これはイノシシもシカもこれ

までの被害防止対策の取組みが進んだこと等と考えられる一方、都道府県別でみれば被害が増加している県もあり、引き続きイノシシやシカの対策をしっかりと進めていくことが重要である。

3 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

シカやイノシシが近年、急激に個体数・分布数を増加・拡大させている。特にシカは、平成25年度と同じ捕獲ペースを維持した場合でも、平成35年度には453万頭と平成25年度の1.5倍まで増加すると予測されたこと等を背景に、平成25年12月に、環境省と農林水産省は「抜本的な鳥獣捕獲対策」を策定し、被害を及ぼしている鳥獣の個体数の削減に向けて目標を定め、抜本的な鳥獣捕獲対策を集中的に実施するとともに、捕獲の担い手の育成・確保や被害防止のための取組も併せて推進する施策を取りまとめた。具体的には、シカ及びイノシシの生息頭数を10年後（平成35年度）までに半減する捕獲目標の達成に向けて、① 鳥獣保護法の見直しによる新制度の導入や規制緩和等を行い、都道府県による捕獲活動を強化、② 鳥獣被害防止特別措置法により市町村が定める被害防止計画に基づき、地域

ぐるみによる鳥獣の捕獲活動を強化、③捕獲活動等を支える担い手の育成・捕獲するための取組等の推進等を掲げ、現在、これに基づき両省にて各種対策を講じているところである。

4 被害対策手法と実施体制の整備

被害対策は、大きく分けて①被害防除（侵入防止柵の設置など）、②生息環境管理（放任果樹の除去、耕作放棄地などの鳥獣のエサ場や隠れ場所の刈り払い、緩衝帯の設置など）、③個体数調整（鳥獣の捕獲）の3つがある。これらの複数の対策を組み合わせ、取り組んだ事例では、大幅な被害額の減少が図られていることから、地域の被害状況（被害に係る鳥獣の種類や農作物など）に応じて複数の対策を組み合わせ、中長期的な視点に基づく総合的な取組を実践することが重要である。

また、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって被害防止対策に取り組めるよう、農林水産大臣が被害防止対策の基本指針を定め、この基本指針に即して市町村が被害防止計画を策定することになっている。法の制定以降、被害防止策に取り組む市町村の数は着実に増加しており、被害防止計画を策定している市町村数は1,462となっている。このうち、1,154の市町村で被害防止活動の担い手となる実施隊が設置されている（いずれも平成29年10月末時点）。

5 鳥獣被害防止総合対策（予算措置）

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援すること

とし、内容として（１）ハード対策、（２）ソフト対策がある。

- （１） ハード対策として、侵入防止柵等の被害防止施設（侵入防止柵を自力施工の場合、資材費相当分を定額支援）、処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設（射撃場）
- （２） ソフト対策として、鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動、捕獲を含めたサル等の複合対策、ICT等を用いた新技術実証、捕獲活動の直接支援、地域の指導者や対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修

このほか、30年度予算概算決定においては、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、新たに、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区（処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保）の整備や全国的な需要拡大のためのジビエコーディネーターの設置、プロモーション等の取組の支援を予定している。

6 捕獲した鳥獣の食肉（ジビエ）等への利活用の推進

野生鳥獣の捕獲頭数が増加し、そのほとんどが埋設や焼却により処理されている中で、ジビエの利活用を推進し、農村地域の所得につなげることは、地域の活性化の観点からも重要である。農林水産省では、安全で良質なジビエの利用拡大を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金において、①捕獲鳥獣の搬送に伴う肉の劣化を防止するジビエカー（移動式解体処理車）の導入や処理加工施設整備を支援するとともに、②



ジビエ料理を広く家庭に普及するためのジビエ料理コンテスト等に取り組んでいる。また、昨年4月に開催した「ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議」において有識者から示された提言等を踏まえ、ジビエ利用のモデル地区を30年度に整備し、ジビエ利用量を31年度に倍増させるという目標の達成に向けて取り組んでいる。加えてジビエ利用に取り組む地域をサポートするワンストップ相談窓口を「農林水産省農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3502-6571）」に設置しているので、お気軽にお問い合わせ願いたい。

7 被害防止対策の推進

今回、鳥獣被害防止対策に関する国の制度や支援の下、これらを活用し着実に被害低減の地域がある一方、被害が減らない被

害地域や逆に被害が増加の地域も存在している。これは、地域における被害対策の充実度に差異が生じていることがその一因と考えられ、被害防止対策の実効性を上げるためには、鳥獣の生態や行動性に基づき、様々な技術を各地域の実情に合わせて構築していくことが重要である。正しい知識・手段をもって対策をとることにより被害を減少させられ、未然に防ぐことも可能である。

農林水産省では、上述の支援措置のほか、捕獲技術や食肉利活用技術など現場での指導に活用できるマニュアルや各地域で実施されている被害対策の優良事例、野生動物による農作物被害対策の研究成果の動画による紹介、誤解されやすい鳥獣の特性を解説した「農村伝説」などを公表している。また、野生鳥獣の生態・行動や被害防止対

策に関する専門的な知識や経験を有する者をアドバイザーとして登録し、地域の要請に応じて紹介する取組も行っている。これらの情報はすべて農林水産省のホームページの「鳥獣被害対策コーナー」にて公開しているので、是非ご活用願いたい（<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>）。

野生鳥獣の種類も多様であり、生息数や

生息地域、被害の状況等も様々で、農林水産業だけでなく、生活環境や生態系など多方面に様々な影響を及ぼしている。これに対し効果的な対策を講じるために、対策に関わる制度・予算を所管する複数の省庁が連携して対応している。関係者の皆様におかれては、農林水産省以外の仕組みも上手に活用していただき、鳥獣被害の低減推進を引き続きお願いしたい。



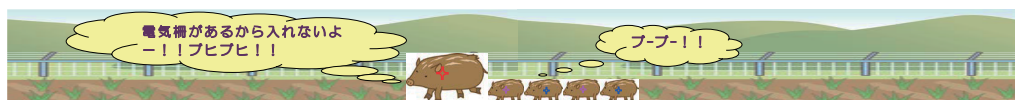
科学的見地、動物行動学に基づいた鳥獣被害防止対策の推進 ～「農村伝説」からの脱却！！（概要版）～

その1 ●電気柵を設置してもイノシシに侵入されてしまう。	→ No	電気柵は有効です。
その2 ●ジャンプするので電気柵は高い方がいい。	→ No	高さというよりは、20cm間隔がよい！
その3 ●夜行性なので、電気柵の電源は夜だけでいい。	→ No	夜行性ではありません。
その4 ●イノシシは高く飛ぶので、1mの柵では足りない。	→ No	怪我が致命傷なので、高く飛びません。
その5 ●イノシシは夜行性なので光りに弱い。	→ No	夜行性ではありません。
その6 ●オオカミの糞尿を置けばイノシシは追い払える。	→ No	馴れてしまうことがあります。
その7 ●イノシシの嫌いな植物を植えれば絶対大丈夫。	→ No	無視されることがあります。
その8 ●牛かヤギを放しておけば大丈夫。	→ No	牛やヤギがいるだけでは不十分です。

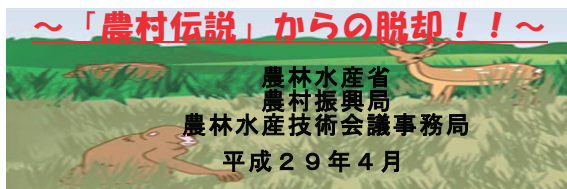
詳しくは次へ

農林水産省
農村振興局
農林水産技術会議事務局

平成29年4月



科学的見地、動物行動学に基づいた鳥獣被害防止対策の推進



農村伝説打破! その1.

【農村伝説】

- 電気柵は、侵入防止効果があるのか疑問。設置しても、必ず、侵入されてしまう。

【動物行動学からの鳥獣被害防止対策】

- 動物の行動特性を考慮して設置・管理すれば、必ず、効果がある。効果が見られない場合には、必ず、設置や管理のミスがある。



農村伝説打破! その2.

【農村伝説】

- 電気柵をジャンプして逃げるのを見たことがあるので、電気柵は、高い位置で張ったほうがよいのではないか?

【動物行動学からの鳥獣被害防止対策】

- 電気柵の20cmと40cmという間隔の高さは、イノシシにとって物理的に無視できない邪魔な高さである。低いのではないかと感じるが、イノシシの鼻の動きの高さと同じであり、鼻で通電するので、この高さが最も効果的である。



- 2 -

農村伝説打破! その3.

【農村伝説】

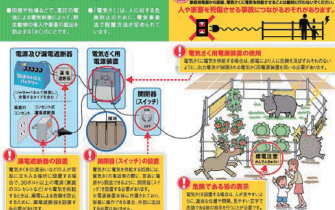
- イノシシは夜行性なので、電源を入れるのは夜間だけで良いと思う。

【動物行動学からの鳥獣被害防止対策】

- イノシシは夜行性なわけではなく、人を避けるため日没後の出沒が多いだけである。人がいなければ、明るい時間にも出沒する。安全対策や漏電対策と共に24時間通電が必要である。



「電気さく」とは?



農村伝説打破! その4.

【農村伝説】

- イノシシが、1.2mの高さを飛び越える映像を見たことがあるので、ワイヤーメッシュ柵の高さは1mでは低すぎるのではないかと?

【動物行動学からの鳥獣被害防止対策】

- イノシシは、通常は、潜る行動をとり、飛ばない。野生生物にとって、飛んで脚を怪我してしまうことは命にかかわることである。人から逃げる時には、飛んで逃げるが多いが、田畑への侵入時には、飛びよりは潜る行動をとることが基本。ワイヤーメッシュ柵の高さはおよそ1mで効果を発揮する。



- 3 -

農村伝説打破！ その5.

【農村伝説】

- イノシシは、夜行性動物なので、光に弱い。

【動物行動学からの鳥獣被害防止対策】

●イノシシは、夜行性ではない。光の効果がある場合とは、何もなかったところに、急にライトが向けられたという環境の変化に警戒しただけである。一定期間が経過すれば、慣れてしまう可能性が高いため、根源的な防除対策には向かない可能性がある。



農村伝説打破！ その6.

【農村伝説】

- オオカミは、イノシシの天敵だったので、糞尿を置いておくと、本能的に忌避して防除できる。

【動物行動学からの鳥獣被害防止対策】

●飼育したイノシシを用いた実験（農研機構が実施）によれば、オオカミの尿の臭いそのものに対する忌避行動は見られなかった。一方、野外で効果があるように見える場合には、何もなかったところに、急に臭いのある物が置かれたという環境の変化に警戒しているためだと考えられる。一定期間が経過すれば、慣れてしまう可能性がある。



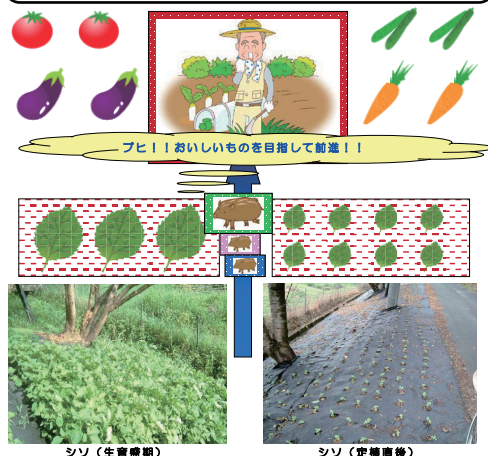
農村伝説打破！ その7.

【農村伝説】

- 忌避植物を畑の周りで栽培すれば、内側の作物を防除できる。イノシシが、忌避して食べない作物がある。

【動物行動学からの鳥獣被害防止対策】

●イノシシにあっては、無視をしているだけで、怖がったり、嫌がったりしているわけではない。イノシシにとっては忌避植物というよりは、食べ物として認めていない、いわゆる無視植物という可能性がある。例えば、人がレタスやほうれんそうを食べるが、雑草を食べないのと同様であり、被害低減対策として過信は禁物である。



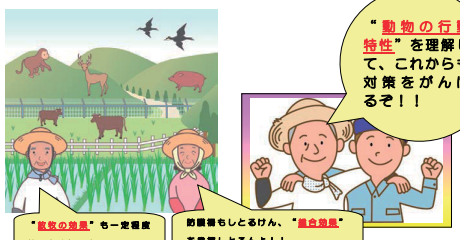
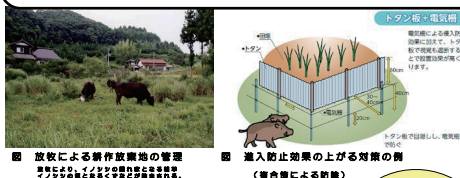
農村伝説打破！ その8.

【農村伝説】

- 牛やヤギなどの家畜は、野生生物を追い払ってくれる。耕作放棄地に牧草を植えて、一年中、牛を放したい。
- 野生動物用に山に畑を作れば、里に下りてこない。

【動物行動学からの鳥獣被害防止対策】

●家畜は野生生物を追い払わない。しかし、家畜がいると、野生生物は出てきにくい。これは、家畜が耕作放棄地の茂みを食べることによって、見晴らしが良くなり、野生生物の警戒心を増強させることができるからである。家畜がいることで、環境管理の効果が期待できる。●山の畑ではすぐに、食料が足りなくなり、里に下りてくる。美味しい作物の存在を知らなかった野生動物にも作物の味を覚えさせることにより、被害は拡大する。



※詳細やその他鳥獣被害対策等については、農林水産省ホームページ内の①「野生鳥獣被害防止マニュアル」、②「鳥獣被害対策コーナー」などをご覧ください。

① http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_manual/h26_03/index.html ② <http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>